

土木学会論文集特集号（舗装工学）投稿要項

(2026年6月12日改訂版)

舗装工学委員会

1. 投稿者

(1) 投稿資格

投稿者は土木学会会員、非会員を問いません。

(2) 注意事項

当該年度の舗装工学講演会講演集に掲載された講演原稿の内容に、舗装工学講演会の討議やその後の知見を加え、論文あるいは報告として適切な内容とした原稿であり、掲載された講演原稿の著者を投稿責任者とする。また、原稿は著者個人の名で提出すること。

共同著作された論文の著作権は、著作がなされた時点で氏名が掲げられた複数の著者に共有されます。このため著者名の表示変更（著者の順番、責任著者（corresponding author）の変更を含む）は認められません。したがって査読中に著者表示に関わる変更があった場合には、論文は著者取り下げしていただきます。

2. 原稿提出先

原稿のPDFファイルを土木学会論文集特集号用のEditorial Manager（以下、投稿システムという）により提出してください。なお、原稿の提出はcorresponding authorが行い、corresponding authorは原稿が審査を経て最終的に掲載されるまで、責任を持って対応してください。

3. 原稿提出期限

別途、舗装工学論文集編集小委員会ウェブページに掲載する土木学会論文集特集号（舗装工学）の募集案内に記載します。提出期限を過ぎた原稿は一切受け付けません。

4. 投稿原稿

著者は土木学会倫理規定（土木技術者の倫理規定）を遵守し、以下と併せて別途定める土木学会論文集の倫理基準に従って論文を作成しなくてはなりません。倫理基準は土木学会論文集編集委員会のWebページ（https://committees.jsce.or.jp/jjsce/j_post）にて確認してください。

4.1 募集課題および投稿区分

募集する課題は、次のとおりです。

舗装史・文化、人材育成・技術伝承、環境にやさしい舗装、災害に強い舗装・災害復旧、舗装材料、セメント系舗装、特殊舗装、橋面舗装、点検・調査・計測、性能評価（材料・構造・路面）、路床・路盤、施策・規格、アセットマネジメント・維持修繕、地盤補強・ジオシンセティックス、ICT・AI・データサイエンス、工法・機械・設備、現場実践・事例報告・問題提起、その他

投稿原稿の区分および内容は次のとおりとします。

[論文]

- ・舗装に関する理論的または実証的な研究・技術成果、あるいはそれらを統合した知見を示すものであって、独創性があり、論文として完結した体裁を整えていること。

[報告]

- ・舗装に関する調査、計画、設計、施工、現場計測などの報告で、技術的・工学的に有益な内容を含むもの。
- ・論文としての体裁の整わないものであっても新しい研究・技術成果を述べたもの。

[ノート]

- ・舗装に関する実験・実測データや新しい数表・図表などで、論文としての体裁を整えるよりも速報性を持たせることにより、研究・技術の参考として役立つもの。
- ・問題の提起・試論およびこれに対する意見。
- ・発表の論文・報告あるいはノートに対する補足または修正。

4.2 投稿原稿の具備すべき条件

「舗装工学講演会講演集」に掲載された講演原稿を対象とした論文集であることから、講演原稿に講演会の討議やその後の知見を加え、論文あるいは報告・ノートとして適切な内容としたものの投稿を受け付ける。

その他に具備すべき条件として考えられるのは、

- 1) 正確であること
- 2) 客観的に記述されていること
- 3) 内容、記述について十分な推敲がなされていること
- 4) 他の論文集、他学協会誌、商業誌へ二重に投稿していないこと
- 5) 土木学会論文集特集号（舗装工学）が発刊される時点において、他の論文集、他学協会誌、商業誌に未発表であること。

の5点が挙げられます。特に5)に関して、既に発表した内容を含む原稿でも、次のいずれかの項目に該当する場合は投稿を受付けます。

- i) 新たな知見が加味され再構成されたもの。
- ii) 限られた読者にしか配布されない刊行物、資料に発表された内容をもとに、再構成されたもの。
- iii) 個々の内容については既に発表されているが、統合することにより価値のある論文・報告あるいはノートとなっているもの。

個々の論文・報告あるいはノートがこれらに該当するか否かの判定は委員会で行います。この判定を容易にし、また正確を期すため、投稿にあたっては、既発表の内容を含む場合、あるいは関連した内容の場合には、これまでどの部分を、どの程度、どの刊行物に発表してあるかを論文・報告あるいはノート中に明確に記述してください。

なお、一つの論文、報告あるいはノートは、それだけで独立し、完結したものでなければならず、非常に量の多い内容を連載形式で掲載することはできません。

4.3 原稿のまとめ方

原稿は次のようにまとめてください。

- 1) 目的を明示するとともに、重点がどこにあるかが容易にわかるように記述してください。
- 2) 既往の研究・技術との関連を明らかにしてください。すなわち、従来の研究・技術のどの部分を発展させたのか、どの様な点がユニークなのかを示してください。
- 3) 原稿は要点をよくしぼり、簡潔に記述してください。例えば、次のような順序で記述するとよいと考えられます。
 - i) 目的
 - ii) 方法
 - iii) 結果と考察
 - iv) 結論

4.4 タイトル、要旨、キーワードおよびE-mailアドレス

- 1) 論文・報告・ノートの corresponding author は、当該年度の舗装工学講演会で掲載された投稿論文から変更できません。
- 2) 論文・報告あるいはノートのタイトルは簡潔で、その内容を十分に明らかに表現するものとしてください。原則として2行以内にしてください。長い論文・報告あるいはノートを分割して、その1、その2・・・とする連載形式は認められません。また、用語の後ろに括弧書きを含むような表題については、委員会の判断で修正をお願いすることがあります。
- 3) 題目等には商標、商品名、特定の名称は避け、一般名称を用いてください。
- 4) 要旨は、目的と結論がわかるようなものとし、和文論文では和文と英文を、英文論文は英文で簡潔にまとめ、所定の場所に付けてください。
- 5) 内容を十分に表すキーワードを英語で5個程度選んで所定の箇所に記入してください。
- 6) 筆頭著者と corresponding author は E-mail アドレスを記入してください。

4.5 掲載料

区分 a)論文、b)報告、c)ノートの掲載にあたって、著者は以下に示す経費を掲載料（税込）として負担していただきます。

ページ数	掲載料 (税込)
1-4	16,500円
5-6	27,500円
7-8	44,000円
9-10	49,500円
11-20	1ページ当たり11,000円を加算

5. 査読

5.1 査読の目的

投稿原稿が、土木学会論文集特集号（舗装工学）に掲載される原稿として、ふさわしいものであるかどうかを判定するために査読が行われます。そして、その結果に基づいて登載の可否が決定されます。査読に伴って見出された疑義や不明な事項について修正をお願いすることがあります。ただし、原稿の内容に対する責任は本来著者が負うべきものであり、その価値は一般読者が判断すべきものであります。また、編集小委員会委員および査読者は別途定める土木学会論文集の倫理基準に従って論文を審査、査読します。

5.2 査読員

査読は委員会の指名した査読員が行います。論文および報告は3名以上、ノートは2名以上の査読員を選定します。

5.3 査読の方法

5.3.1 評価

査読にあたり、投稿原稿がいかなる位置づけにあるか、新しい観点からなされた内容を含んでいるか、研究・技術成果の貢献度が大きいかなど、等の点について以下の項目に照らして客観的に評価します。

- (1) **新規性**：内容が公知・既発表または既知のことから容易には導き得るものでないこと。例えば、以下に示すような事項に該当する場合は新規性があると評価されます。
 - a) 主題、内容、手法に独創性がある。
 - b) 学会、社会に重要な問題を提起している。
 - c) 現象の解明に大きく貢献している。
 - d) 技術者の教育・人材の育成に新たな貢献をしている。
 - e) 創意工夫に満ちた計画、設計、工事等について貴重な技術的検討、経緯が提示されている。
 - f) 困難な研究・技術的検討を成し遂げた貴重な成果が盛られている。
 - g) 時宜を得た主題について総合的に整理し、新しい知見と見解を提示している。
- (2) **有用性**：内容が工学上、工業上、その他実用上何らかの意味で価値があること。例えば、以下に示すような事項に該当する場合は有用性があると評価されます。
 - a) 主題、内容が時宜を得て有用である、もしくは、有用な問題提起を行っている。
 - b) 研究・技術の応用性、有用性、発展性が大きい。
 - c) 研究・技術の成果が有用な情報を与えている。
 - d) 当該分野での研究・技術の優れた体系化を図り、将来の展望を与えている。
 - e) 研究・技術の成果は実務に取り入れられる価値を持っている。
 - f) 今後の実験、調査、計画、設計、工事に取り入れる価値がある。
 - g) 問題の提起、試論またはそれに対する意見として有用である。
 - h) 実験、実測のデータで研究、工事等の参考として寄与する。
 - i) 新しい数表、図表で応用に便利である。
 - j) 教育企画・人材育成上への取り組みに対する有用な成果を含んでいる。
- (3) **完成度**：内容が読者に理解できるように簡潔、明瞭、かつ平易に記述されていること。この場合、文章の表現に格調の高さ等は必要としませんが、次のような点についても留意して評価されます。
 - a) 全体の構成が適切である。
 - b) 目的と結果が明確である。
 - c) 既往の研究・技術との関連性は明確である。

- d) 文章表現は適切である。
- e) 図・表はわかり易く作られている。
- f) 全体的に冗長になっていない。
- g) 図・表などの数が適切である。

(4) **信頼度**：内容に重大な誤りがなく、また読者から見て信用のおけるものであること。

計算等の過程を逐一たどるようなことは必要としませんが、次のような点についても留意して客観的に評価されます。

- a) 重要な文献が落ちなく引用され、公平に評価されている。
- b) 従来からの技術や研究成果との比較や評価がなされ、適正な結論が導かれている。
- c) 実験や解析の条件が明確に記述されている。

5.3.2 判定

上記 5.3.1 での各項の評価をもとに、土木学会論文集特集号（舗装工学）に掲載されるに相応しい内容であれば掲載「可」とし、掲載するほどの内容を含まないと考える場合、および掲載すべきでない場合は「否」とします。ただし、5.3.1 での各項の評価のうち、一つでも問題ありと評価されても「否」とするものではありません。多少の欠点があっても、学術や技術の発展に何らかの意味で、良い効果を及ぼす内容があるものは掲載されるように配慮します。

以下に示す諸項目は委員会が「否」と判断する基準にしているものです。

I. 誤り

- a) 理論または考えのプロセスに客観的・本質的な誤りがある。
- b) 計算・データ整理に誤りがある。
- c) 現象の解析にあたり、明らかに不相応な理論を当てはめて内容が構成されている。
- d) 都合のよいデータ・文献のみを利用して議論が進められ、明らかに公正でない記述により原稿が構成されている。
- e) 修正を要する根本的な指摘事項をあまりにも多く含んでいる。

II. 既発表

- a) 明らかに既発表と見なされる。
- b) 連載形式で構成されており独立した論文・報告あるいはノートと認めがたい。
- c) 他人の研究・技術成果をあたかも本人の成果のごとく記述して原稿の基本が構成されている。

III. レベルが低い

- a) 通説が述べられているだけで新しい知見が全くない。
- b) 多少の有用な資料は含んでいても論文・報告あるいはノートにするほどの価値は全く見られない。
- c) 論文・報告あるいはノートにするには明らかに研究・技術的検討等がある段階まで進展していない。
- d) 着想が悪く、当然の結果しか得られていない。
- e) 研究・技術内容が単に他の分野で行われている方法の模倣で、全く意義を持たない。

IV. 内容全体・方針

- a) 政策的な意図、あるいは宣伝の意図が極めて強い。
- b) 極めて偏った先入観にとらわれ原稿全体が独断的に記述されている。
- c) 理論的または実証的な論文、あるいは事実に基づいた報告でなく、単なる主観が述べられているに過ぎない。
- d) 私的な興味による色彩が極めて強く、土木学会論文集特集号（舗装工学）に掲載するには問題が多い。
- e) 土木学会としての方針、目的に一致していない。

5.3.3 掲載の条件

掲載可否の判定は、原則として論文および報告は 3 名以上、ノートは 2 名以上の査読結果に基づいて委員会で行います。論文・報告とも、査読員 2 名以上が「掲載可」、「軽微な修正が必要」、ノートは査読員 1 名以上が「掲載可」、「軽微な修正が必要」であれば、原則としてこの投稿原稿は掲載可となります。

その際、査読員からの修正意見があれば、委員会で検討したうえで、修正依頼を行います。

修正意見をはじめとする編集委員会からの意見あるいは連絡に対して著者が十分な回答を行ったかどうかは委員会で判断します。必要があれば再査読を行うこともあります。この際十分な回

答が得られていないと判断された場合には、登載不可とすることがあります。なお、個々の原稿についての査読員名および査読内容は公表しません。

6. 投稿原稿と最終原稿

投稿原稿とは、論文・報告あるいはノートの査読の段階で用いるための PDF ファイル化した原稿で、所定の書式に従った完全なものを送付していただきます。

最終原稿とは、掲載決定後に電子版論文集に格納するために提出する PDF ファイル化した原稿で、所定の書式に従った完全なものを送付していただきます。委員会はこの最終原稿を J-Stage への掲載原稿とします。

7. 原稿の書き方

原稿執筆については、土木学会論文集(通常号)に準じます。以下の URL より土木学会論文集投稿用原稿作成例を必ずご確認ください。

<https://committees.jsce.or.jp/jjsce/pform>

なお、論文集名は、著者が記載する必要はありません。

8. 査読意見に対する原稿の修正の仕方

委員会からの査読意見に基づいて投稿原稿を修正し、修正原稿を提出する場合には以下のことを遵守してください。不備がある場合は再修正あるいは登載不可の取り扱いになるので、注意してください。

- (1) 投稿システムにおいて、各修正意見に対して必ず一つずつ修正の有無、修正方法等を記述してください。修正意見に従わない場合には、その理由も明記してください。
- (2) 修正意見に基づいて修正を行う際には、大幅な内容の修正がないようにしてください。加筆する場合は必要最小限にとどめてください。

9. 最終原稿の作成について

投稿された原稿の掲載が決定した後に、最終原稿を PDF ファイルで提出していただきます。

10. 共同著者の責任と著作権

共同著作された論文の著作権は、著作がなされた時点で氏名が掲げられた複数の著者に共有されることとなります。このため、安易な著者名の表示変更（著者の順番、corresponding author の変更を含む）は認められません。したがって、査読中に著者表示に関わる重大な変更があった場合には、論文は取り下げの措置となります。

11. 著作権の帰属（譲渡）

論文集への掲載が決定した時点で、土木学会へ著作権を帰属（譲渡）していただきます。したがって、論文集に掲載された著作物の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に定める権利を含む）は土木学会に帰属（譲渡）することとなります。

著作者自らが、著作物の全文、または一部を複製・翻訳・翻案などの形で利用する場合には、土木学会は原則として、その利用を妨げるものではありません。ただしインターネットのウェブページなどに全文を掲載する場合は、土木学会へ通知していただきます。

一方、土木学会が第三者から、著作物の全文または一部の複製利用（翻訳として利用する場合を含む）の申し込みを受けたときには、特に不適切とみなされる場合を除き、土木学会の判断でこれを許諾することとします。この場合、学会は著作者に著作物利用の概要を通知いたします。

12. その他

個々の原稿についての査読員名および査読内容は公表しないととも、問合せに対しても一切応じません。

以上